

古文書を読む会学習記録

作成日 平成31年 4月18日

開催日	平成31年 4月11日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センターAB会議室	出席人数	15名
講 師	真田 雅行氏	作成者	平山 次清
テーマ	第一学習 野島浦 鈴木家文書⑩		
概 要	<p>○入置申一札之事（天保10年）。前回の後半部分。 【差出人：庄兵衛・源兵衛 宛先：武左衛門ほか4名の荷主衆、】 双方の取決は以下の通り。（1）荷送りは纏めて行って口銭を増やし、7人半扶持も受け取らない（2）これまで納所に納めていた利息金百両は三崎荷物口銭から取り置き差し出す（3）損金については以前に改めた通りとし、鯛類の送達時にはその都度報告し時価にて勘定する。公用分はこれまで通り取扱所引き受けとする（4）庄兵衛は株式などを倅三吉の名義とするので、年当たり20両の口銭を三吉に払っていただきたい。また10ケ年の間は、庄兵衛からの荷物の扱いは荷主におまかせするので、借財ができて我々2名に迷惑を掛けないでいただきたい。</p> <p>○入置申一札之事（天保10年）。 【差出人：幾左衛門ほか4名の荷主衆、宛先：庄兵衛・源兵衛、更に追加で当人・証人2名の署名印で武左衛門ほか3名宛ての約束ともなっている。勝七が差出人、宛先両方に入っているが別人か？（人の関係不確）】 長い文章であるが前状を追認した内容となっているので改めての記載は省略。但し「20両」は株金であり、口銭から払う、と記載している。</p> <p>○三崎魚荷物規定控（天保十年亥年九月）。入置申議定之事 【差出人：走水村武左衛門ほか名主1名、荷主3名、宛先：次郎左衛門（どのような人物か不明）】 （1）差出人一同は、材木町の家主与兵衛の土地、惣三郎所有の肴問屋株式と家作につき相談し、今年の九月から十年間事業をすることを引き受けたが、三崎の魚荷物の仕入れ金に差支えがでた事に対して種々お世話いただいた。ついては十年間の三崎からの荷物送りは次のようにいたします （2）公関係だけでなく何事によらず惣三郎店関係では諸雑用があっても三崎関係は特別扱いし貴殿に少しも苦勞はかけません（2）三崎魚荷物に限り日勘定とし売上金は毎夜貴殿に預けます（3）仲買人の方で滞があっても日々の荷物代金の通り貴殿に預けます（4）三崎勘定は盆暮れ2期に分けます（5）口銭も2期勘定までは貴殿に預けます。（6）三崎よりの日々荷物売立代金の1割は御助金として返納差止置きください（7）三崎売立口銭の内3分5厘は貴殿より渡してください（8）金銭の出し入れは貴殿におまかせします（8）金銀の受け渡し時には印鑑帳を交換し、違った印鑑で取引した場合の責任は渡した側の責任とします（9）使用人や奉公人による落ち度は連印したものが責人を負うものとします（10）連印の5人は順番に詰めます。以上問題が生じても貴殿にはご苦勞おかけしません。 ・・・・以下省略</p>		
次回予定	平成31年 4月25日 10:00~12:00 於:金沢区民活動センターAB会議室 第二学習 艱難実録(箱館戦争)(下)⑩		